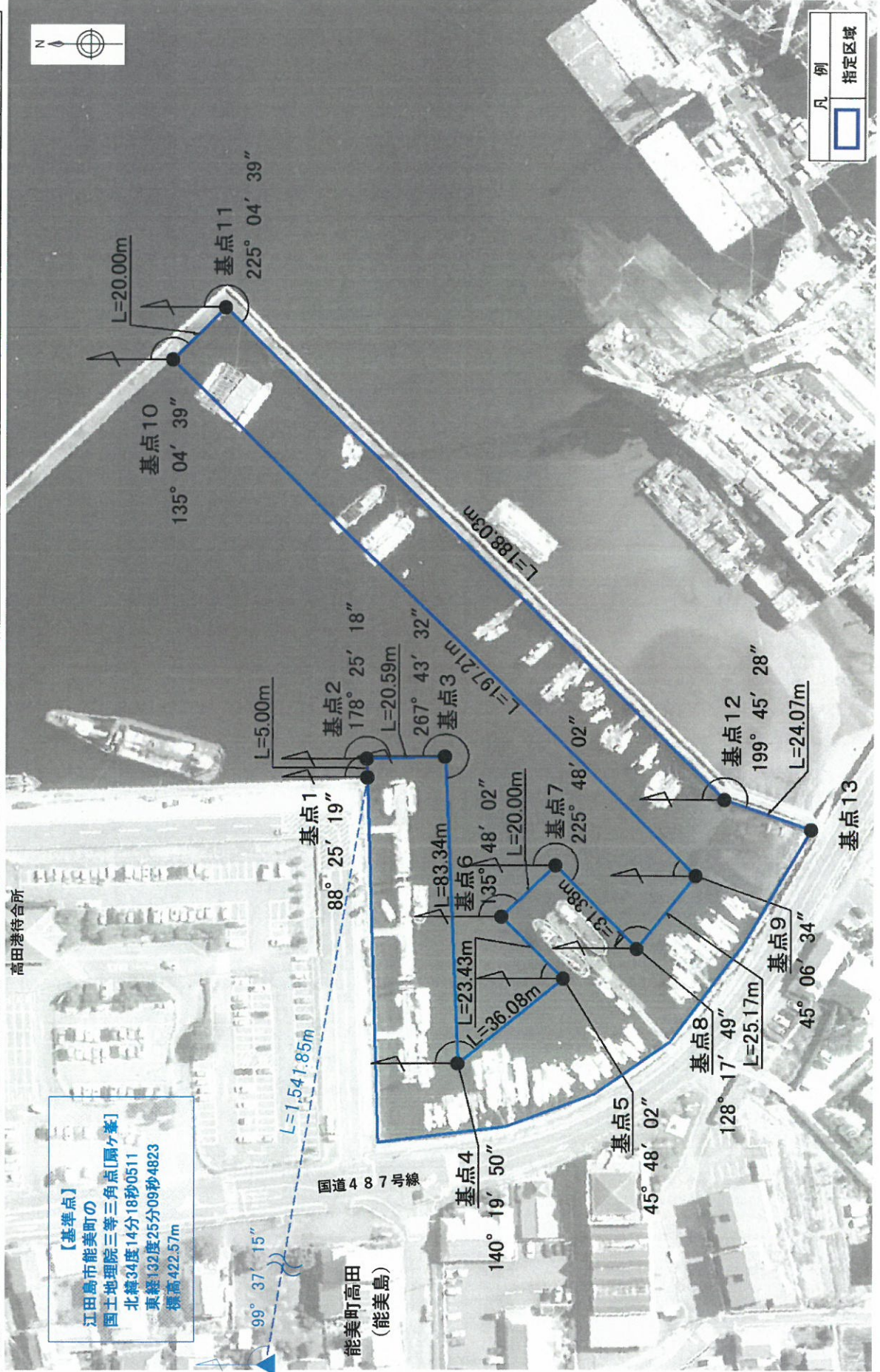


小型船舶用泊地図面

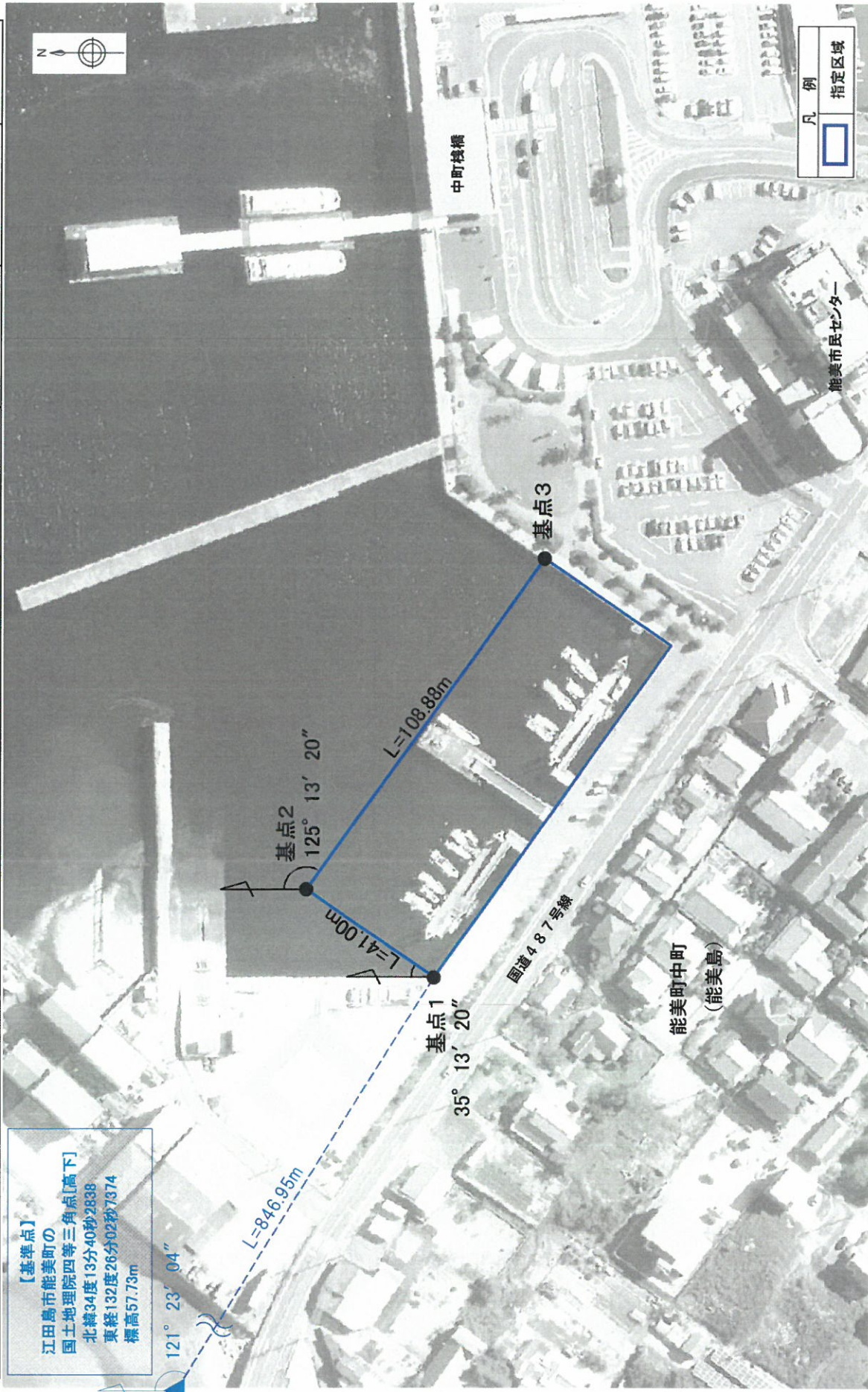
図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
3	港湾単独	中田港	—	高田港	平成30年7月18日	1/1,000	35	1/1



小型船舶用泊地図面

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
3	港湾単独	中田港	—	中町港	平成30年7月18日	1/1,000	38	1/1

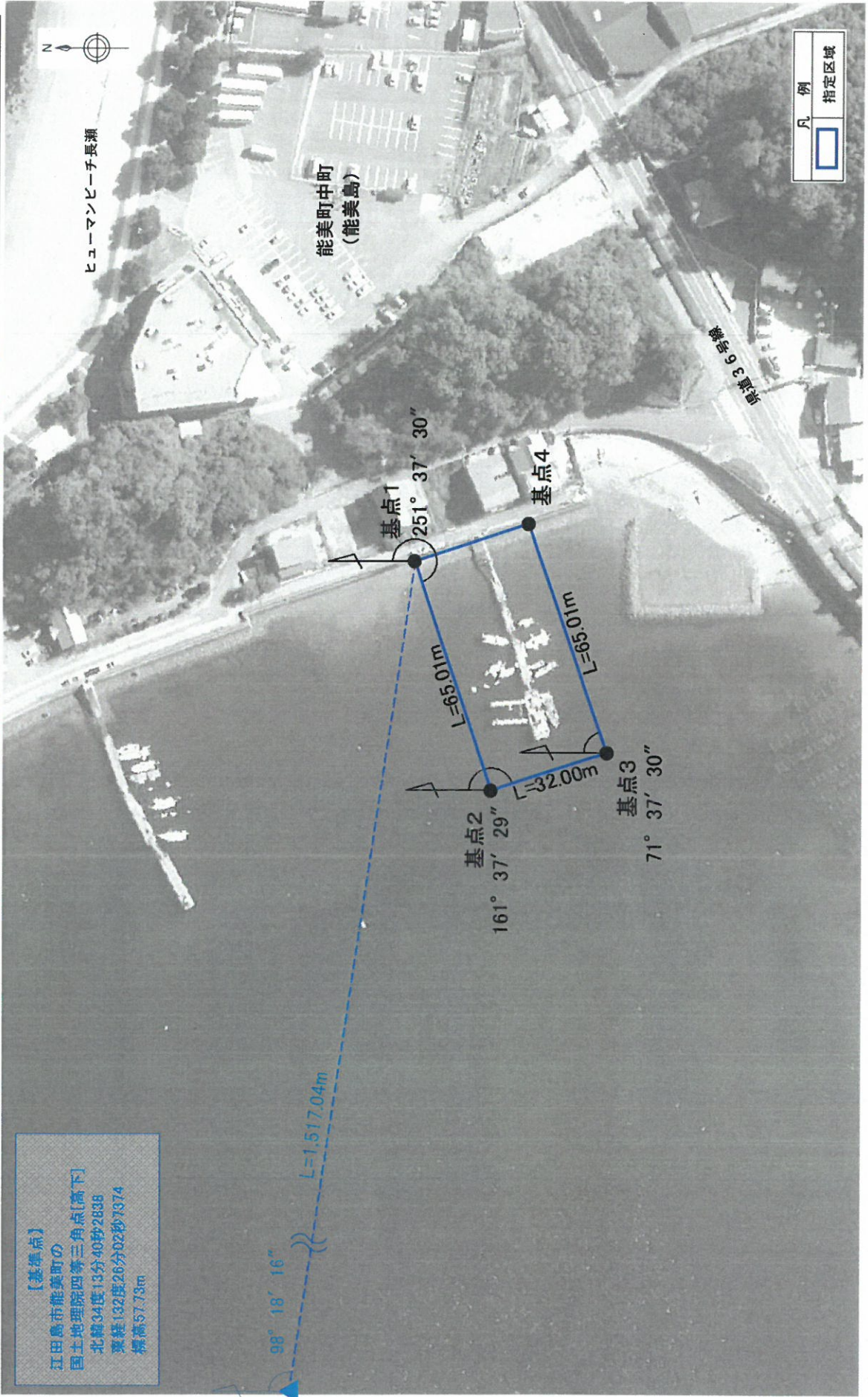
【基準点】
 江田島市能美町の
 国土地理院四等三角点[高下]
 北緯34度13分40秒2838
 東経132度26分02秒7374
 標高57.73m



小型船舶用泊地図面

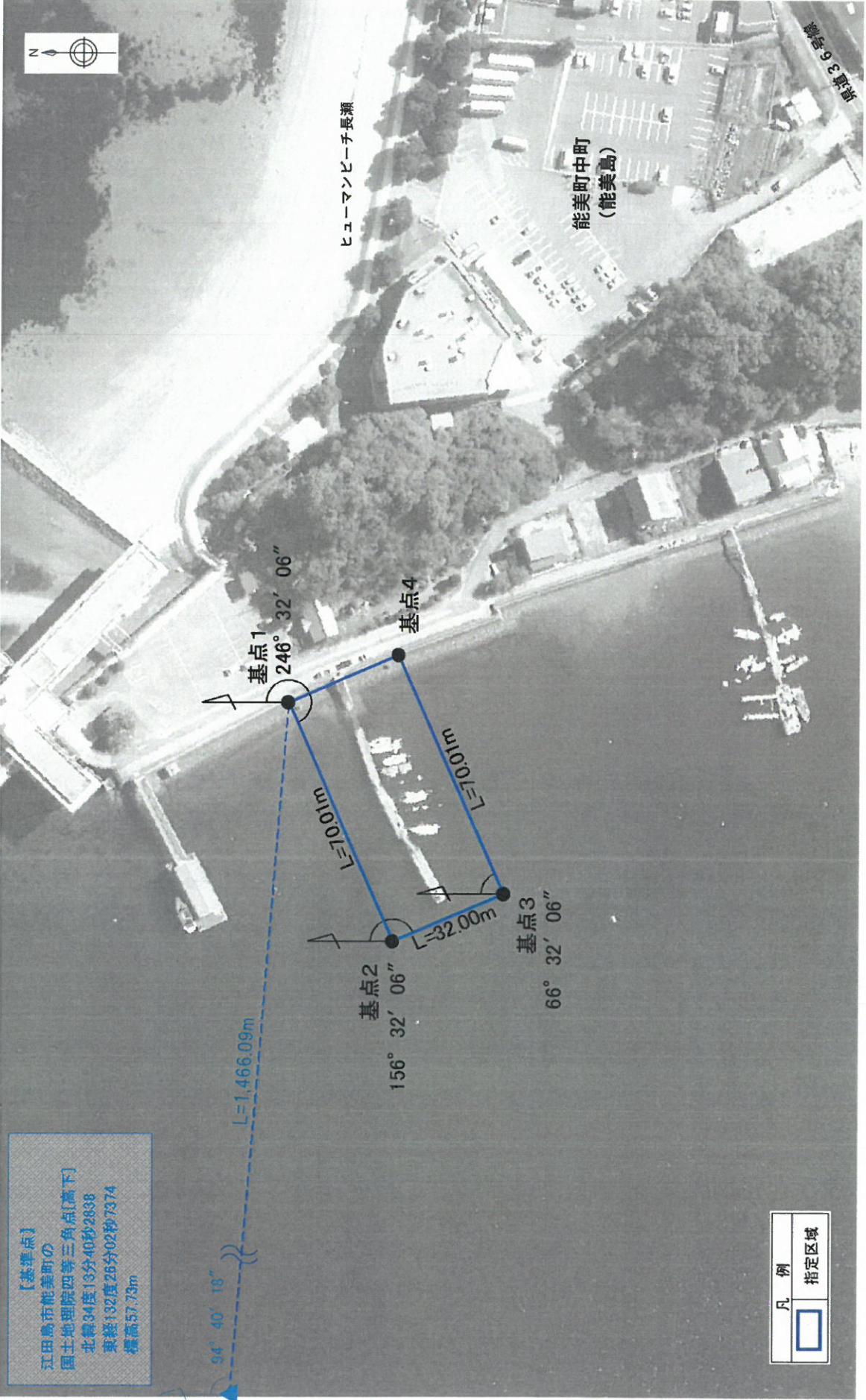
資料 3

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
3	港湾単独	中田港	—	軍艦利根資料館1	平成30年7月18日	1/1,000	39	1/2



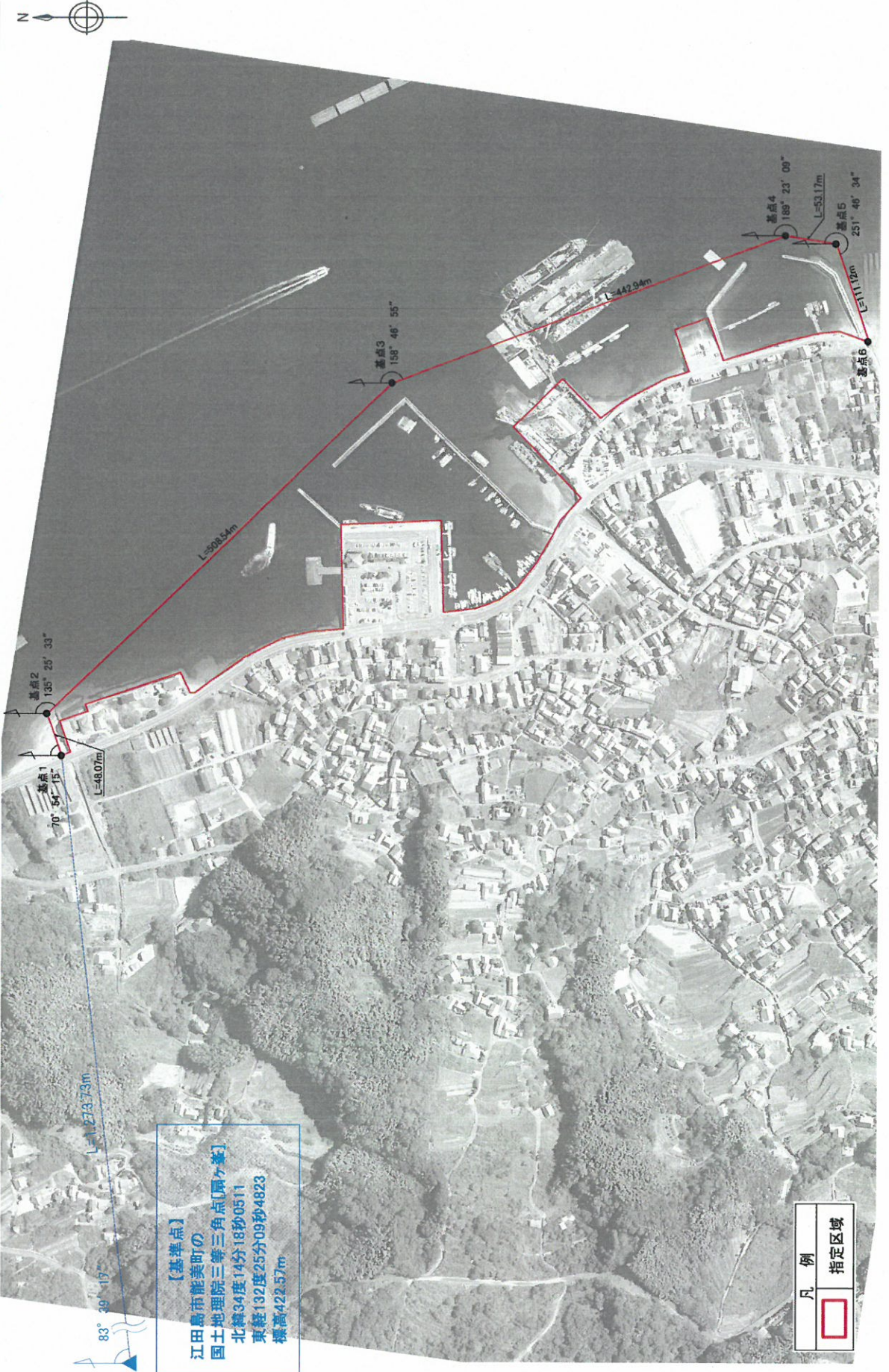
小型船舶用泊地図面

図割番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
3	港湾単独	中田港	—	軍艦利根資料館2	平成30年7月18日	1/1,000	39	2/2



禁止区域図

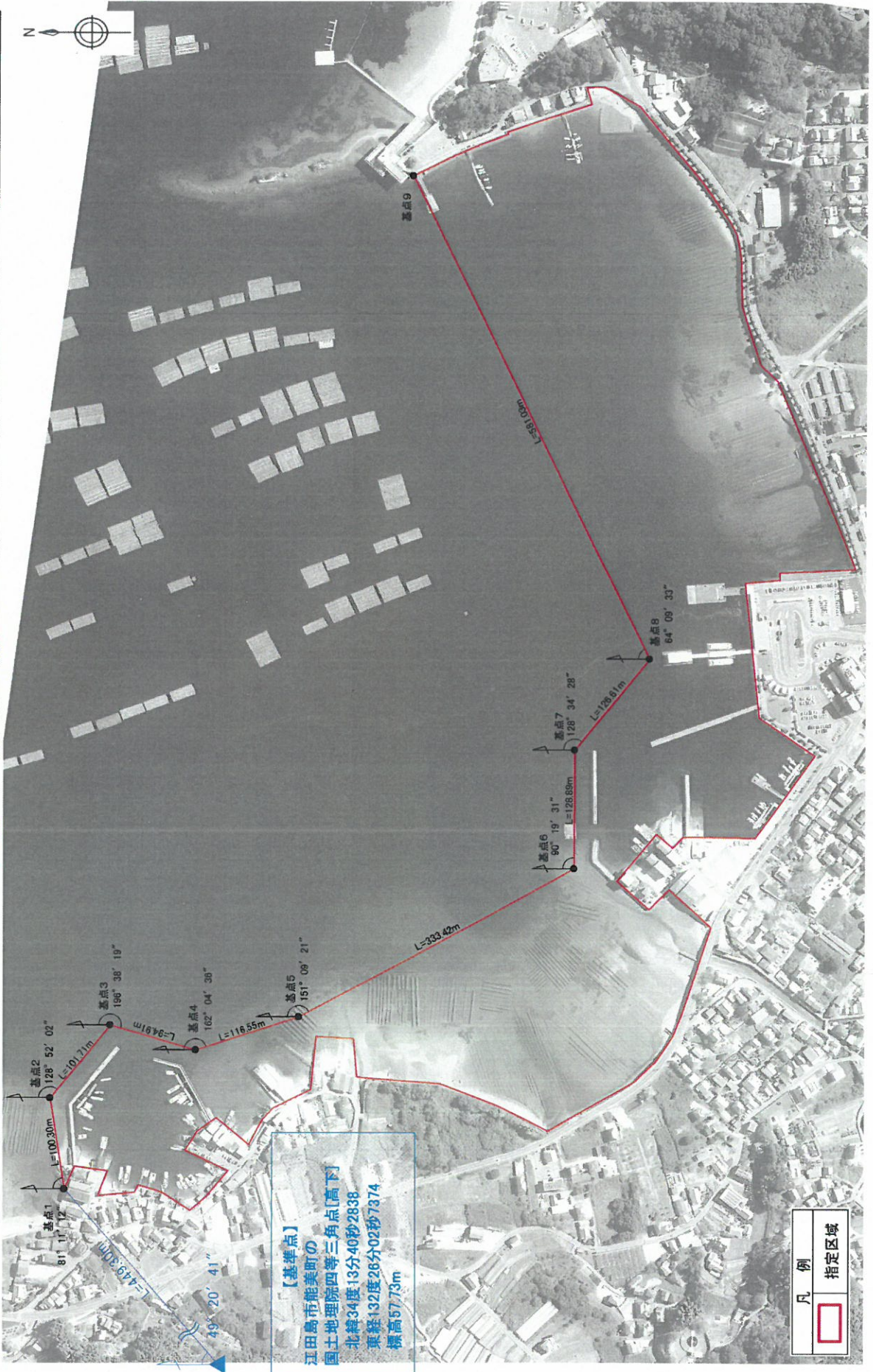
図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
3	港湾単独	中田港	—	—	—	1/4,000	34-36	1/1



禁止区域図

資料 4

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロジェクト番号	通し番号
3	港湾単独	中田港	—	—		1/4,000	37-39	1/1



小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 (記載例)

令和〇年 〇月 〇日

広島県広島港湾振興事務所長 様

申請者 住所 江田島市江田島町〇〇 〇〇番地
 氏名 江田島 太郎 押印は不要
 (法人にあっては事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 連絡先電話番号 0845-12-3456

※連絡が可能な電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

- 1 使用する小型船舶用泊地等
 地方港湾 〇〇〇港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
 「小型船舶用泊地区図面」に記載があります。

- 2 係留等を行う船舶等

- (1) 船舶

モーターボート (船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.678m)

- (2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

ア 係船環 (2 基)

イ ローブ (2 本)

ウ 防舷材 (3 個)

エ 通船 (長さ 2.10 m)

オ 棧橋 (長さ . m)

カ 渡橋 (長さ . m)

キ 梯子 (1 個)

ク その他 ()

- 3 使用期間

令和 年 月 日から令和 5年 3月 31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区 (〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 (記載例)

令和〇年 〇月 〇日

同一地区内に複数の船がある場合の記載例

広島県広島港湾振興事務所長 様

申請者 住所 江田市江田島町〇〇 〇〇番地
 氏名 株式会社 〇〇産業
 代表取締役 三原 太郎

押印は不要

(法人にあつては事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名
 連絡先 0845-12-3456)

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

- 1 使用する小型船舶用泊地等
 地方港湾 〇〇〇港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
 「小型船舶用泊地図面」に記載があります。

- 2 係留等を行う船舶等
 (1) 船舶

- ① モーターボート (船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.678m)
 ② モーターボート (船舶番号 274-67890 広島・船舶の長さ 8.200m)
 計 2隻 13.878m

- (2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに〇印)

※ 各船舶の長さを合計してください。

- | | |
|------------------|------------------|
| ア 係船環 (2基) | ア 係船環 (2基) |
| イ ロープ (2本) ①の船舶 | イ ロープ (2本) ②の船舶 |
| ウ 防舷材 (個) | ウ 防舷材 (個) |
| エ 通船 (長さ . m) | エ 通船 |
| オ 栈橋 (長さ 5.15m) | オ 栈橋 (①の船舶と共用) |
| カ 渡橋 (長さ 2.30m) | カ 渡橋 (①の船舶と共用) |
| キ 梯子 (個) | キ 梯子 (個) |
| ク その他 () | ク その他 () |

- 3 使用期間

令和 年 月 日から令和 5年 3月 31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

